

第2 調査結果

1 労働時間制度

(1) 変形労働時間制の採用状況

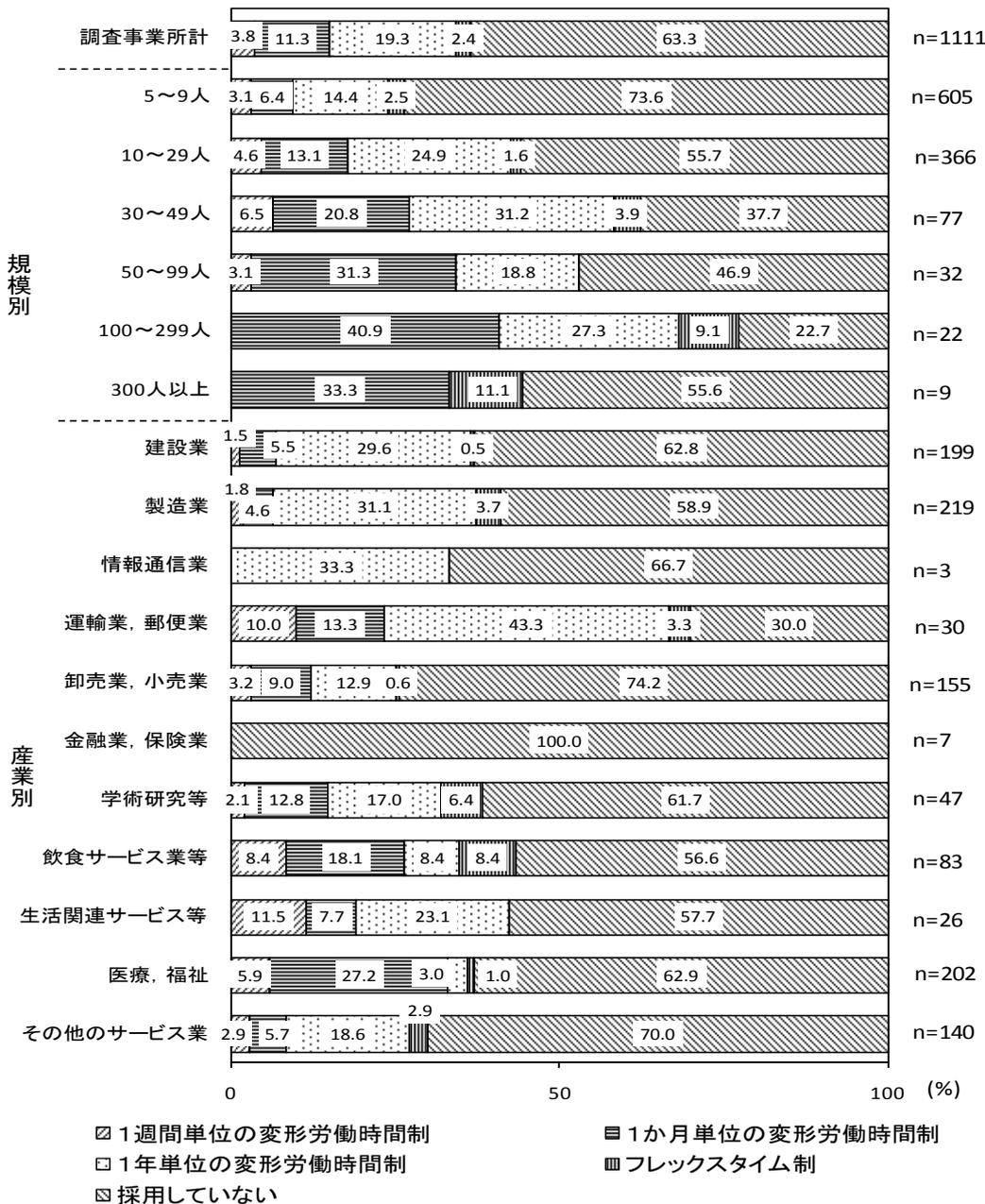
何らかの変形労働時間制(原則的な労働時間制の一定期間内で時間配分の例外を認める制度)を採用している事業所は調査事業所計で 36.8%となっている。

採用された変形労働時間制の内訳をみると、「1年単位」が 19.3%と最も高く、次いで「1か月単位」が 11.3%となっている。

規模別にみると、規模が大きいほど変形労働時間制を採用する事業所の割合が高くなる傾向がみられ、100～299 人規模では 77.3%を占めている。

産業別にみると、変形時間労働制を採用している事業所の割合は、運輸業、郵便業で 69.9%と最も高く、金融業、保険業では採用していない。(図 1-1、付属統計表 1-1)

図 1-1 変形労働時間制の採用状況

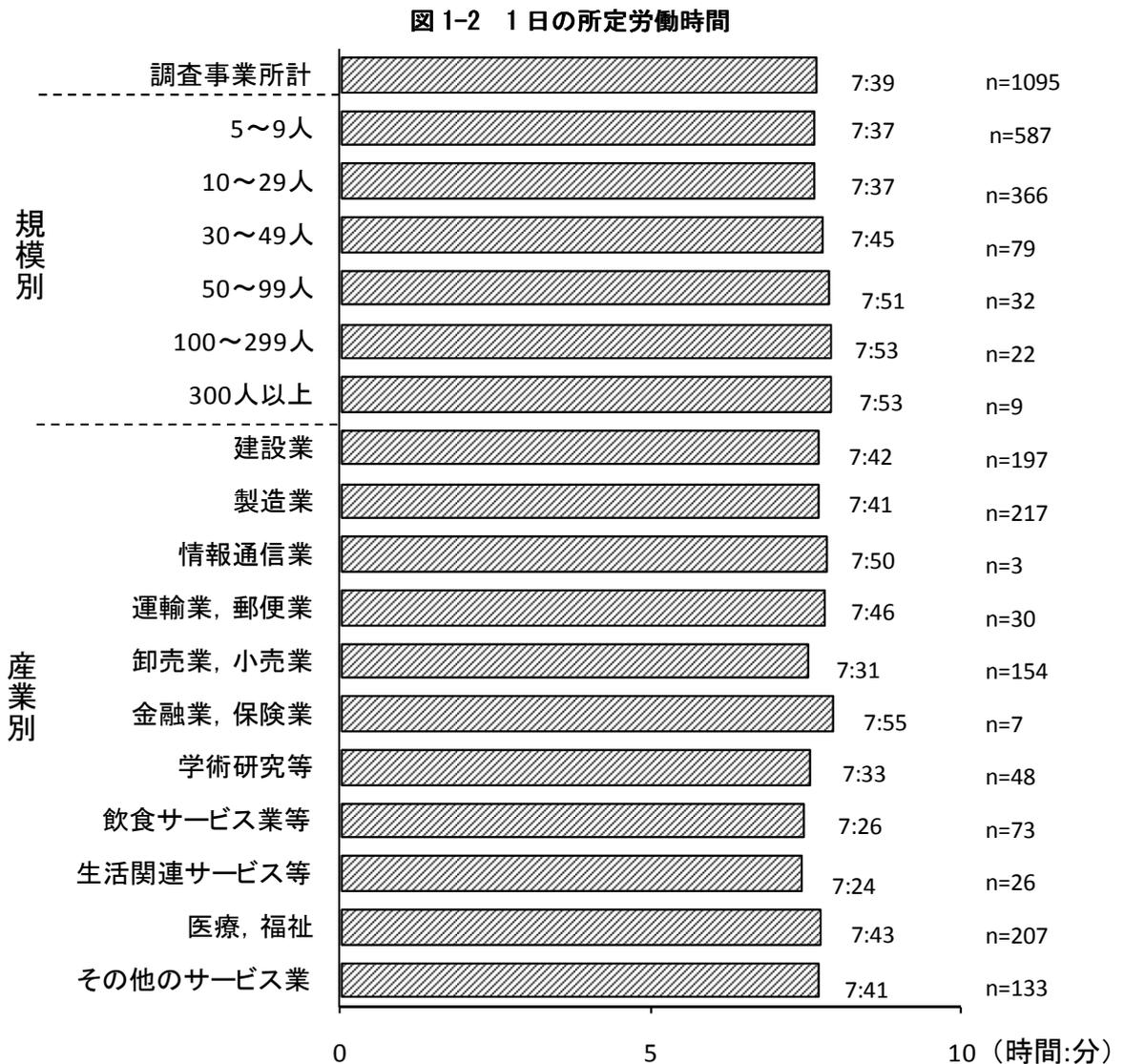


(2) 1 日の所定労働時間

1 日の所定労働時間(就業規則等で定められた通常労働日の始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間)は調査事業所計で 7 時間 39 分となっている。

規模別にみると、最も短いのは 5～9 人及び 10～29 人規模で 7 時間 37 分、最も長いのは 100～299 人規模及び 300 人以上規模で 7 時間 53 分となっている。

産業別にみると、最も短いのは生活関連サービス等で 7 時間 24 分、最も長いのは金融業、保険業で 7 時間 55 分となっている。(図 1-2、付属統計表 1-2)



(3) 週の所定労働時間

週の所定労働時間(就業規則等で定められた1週間の所定労働時間。週によって労働日数が違う場合は平均の労働時間)の平均は調査事業所計で 39 時間 51 分となっている。

規模別にみると、最も短いのは 10～29 人規模で 39 時間 37 分、最も長いのは 300 人以上規模で 40 時間 15 分となっている。

産業別にみると、最も短いのは製造業で 39 時間 2 分、最も長いのは建設業で 41 時間 36 分となっている。(図 1-3、付属統計表 1-2)

図 1-3 週の所定労働時間

